

新たな営業許可の手続きが必要です！

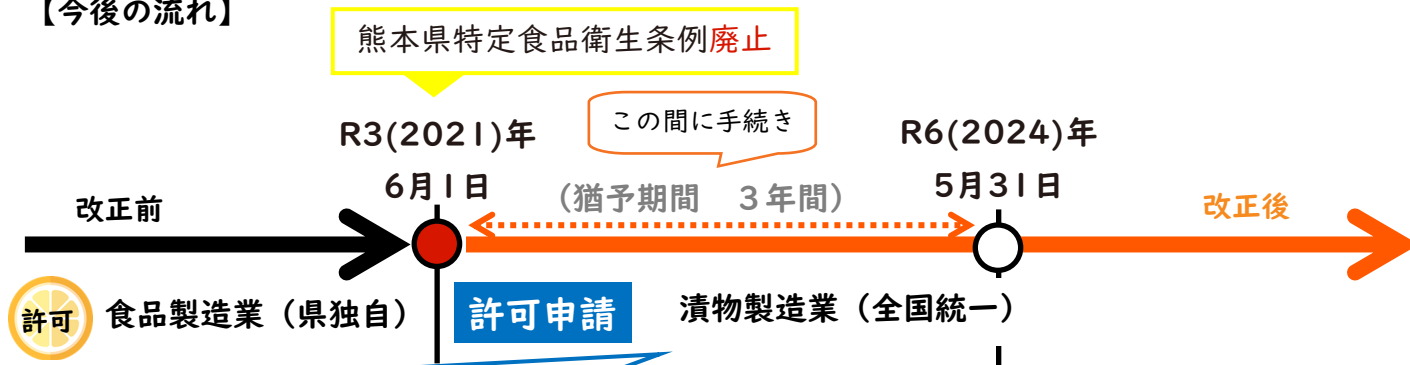
食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から新たな「営業許可制度」及び「営業届出制度」が始まります。漬物の製造は、熊本県独自の「食品製造業（農産加工食品）」許可から新たに創設された「漬物製造業」に変わります。許可の切り替えがに伴う手続きが必要になりますので、資料をご確認ください。

このパンフレットは、熊本県特定食品衛生条例に基づく
食品製造業（農産加工食品）の営業許可で漬物を製造する
施設を対象に作成しています。



この許可は、県条例廃止に伴い新たに営業許可の手続きが必要です。

【今後の流れ】



1. 今の許可はどうなるの？

- ・熊本県独自の許可は令和3年5月31日で廃止されます。
- ・ただし、3年間の猶予期間があるため、許可の期限にかかわらず令和6年5月31日まで営業できます。

2. 法改正後はどうなるの？

- ・漬物の製造を行う施設は、**漬物製造業**の許可申請が必要です。
- ・令和6年5月31日までに手続きをしてください。

3. どんな手続きをすればいいの？



※窓口での手続きも可能です。

あらかじめパソコン等でアカウントを取得したうえでの来所をおすすめします。

【すでに営業を廃業した方は廃業の手続きを行ってください】

「廃止届」を令和3年5月31日までに保健所に提出してください。※営業許可証の添付が必要

許可に関する詳しい情報は裏面や別紙もご確認ください

現行の許可では、以下に当てはまる許可証を持つ方が対象です。

↓現在の営業許可証をご確認ください！

指令（食保）第0000号

営業許可証

住 所 熊本市中央区〇〇

氏 名 熊本 太郎

令和 3 年 5 月 31 日付け申請の営業は、熊本県特定食品衛生条例第 3 条の規定により、下記のとおり許可します。

令和 3 年 5 月 31 日

熊本市保健所長

記 熊本 太郎

1 営業所所在地 熊本市東区〇〇

2 名称・屋号 熊本漬物屋
又は商号

3 営業の種類 食品製造業（農産加工食品）

4 許可条件

(1)有効期間は
(年月日) 令和 3 年 5 月 31 日から令和 8 年 5 月 31 日まで

(2)その他

(教示)

1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表するものは熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。

①
熊本県特定食品衛生条例
第 3 条の許可

②
食品製造業（農産加工食品）
に該当

③
有効期限が平成33年
（令和3年）5月31日以降の
もの

漬物とは、農産物を

- ぬか漬け（例：たくあん）
- しょうゆ漬け（例：ふくじん漬け）
- かす漬け（例：なら漬け、わさび漬け）
- 酢漬け（例：らっきょう）
- 塩漬け（例：梅干し）
- みそ漬け
- からし漬け
- こうじ漬け（例：べったら漬け）
- もろみ漬け
- 赤とうがらし漬け（例：キムチ） にしたものです。（食品表示基準より抜粋）



POINT① 何の許可をとればいいのか？

製造食品	営業許可の種類	定義、例など
漬物の製造	許可申請 漬物製造業	漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業。
漬物を主原料として加工した食品	許可申請 漬物製造業	例：高菜漬けの油炒め、味付けザーサイ
既製品の漬物を小分けにし、容器包装に入れた食品	許可申請 食品の小分け業	各種製造業で製造された食品を小分けにして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業。 ※漬物製造業に付随した小分け行為は漬物製造業の許可のみで可

許可申請 は保健所窓口で申請手数料の支払いが必要です

POINT② 施設基準も改正されます

許可申請の流れ



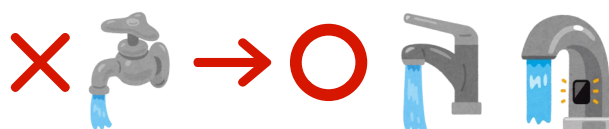
施設基準 変更点のポイント

手洗い設備は手指で触れることなく開閉できる蛇口が必要です！

例：レバー式の蛇口

足踏みペダル式の蛇口

センサー式の蛇口 等



※施設調査までに手洗い設備の確認、変更をお願いします

熊本市保健所食品保健課

熊本市中央区大江5丁目1-1ウェルパルクまもと4階

TEL:096-364-3188 mail: shokuhinhoken@city.kumamoto.lg.jp